

令和3年度特別区自治体総合賠償責任保険（賠償責任保険）概要

（「令和3年度 特別区自治体総合賠償責任保険制度の手引」抜粋）

第2章 賠償責任保険

1. 対象となる損害

本保険は特別区に国家賠償法、民法等により損害賠償責任が生じたことによって被る損害を総合的に補償することになっています。

- 具体的には①被保険者（特別区）が所有、使用、管理する自治体施設（注意1）の瑕疵（欠陥）
 ②被保険者（特別区）が所有、使用、管理する自治体施設の管理・業務遂行上の過失
 ③被保険者（特別区）が行う自治体業務（注意2）遂行上の過失
 ④被保険者（特別区）が学校教育施設・保養施設等において生産販売または提供する自治体生産物（注意3）の欠陥
 ⑤本保険の特約書 15 条に規定する被保険者が所有または管理する指定樹木・指定樹林の管理上の過失

これらの事由に起因して、住民等第三者の生命もしくは身体を害し（身体障害）、または財物を滅失、き損もしくは汚損（財物損壊）した場合において（注意4）、被保険者（特別区）に法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害について保険金をお支払いします。

- （注意1）自治体施設には、特別区が所有、使用、管理するほとんどすべての公共施設が含まれております。詳細は「（1）対象施設」（P7）をご参照ください。
 （注意2）自治体業務には、特別区が行政として行うほとんどすべての業務が含まれています。詳細は「（2）対象業務」（P8）をご参照ください。
 （注意3）自治体生産物とは、特別区の所有、使用、管理している公共施設等で生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品をいいます。ただし、学校・保育所・学童クラブ・心身障害児通園施設・心身障害者通所訓練施設・老人福祉施設および保養施設におけるものに限定されています。
 （注意4）本保険で対象となるのは、住民等第三者（他の自治体の住民も含まれます。）の身体障害および財物損壊だけでなく、名誉毀損やプライバシー侵害による住民等第三者に対する法律上の賠償責任も補償の対象となります。なお、各種の企画・計画等判断行為によってもたらされる賠償責任については対象になりません。
（注意5）予防接種に係る保険特約に関する詳細は、P11を参照ください。

2. 保険金支払いの対象となる損害の範囲

保険金支払いの対象となる損害は、次の賠償金および費用です。

- (1) 被害者に対する損害賠償金
 通常は、被害者との間で示談により決めた額がこの損害賠償金となりますが、裁判による場合はその判決額となります。
 なお、被害者と示談を行う場合は、責任の有無や示談金の額について事前に保険会社と打合せをしてください。保険会社と打合せをせずに区独自で示談を行った場合、示談金がそのまま保険金として支払われないことがありますのでご注意ください。
 保険金支払いの対象となる項目については、第6章-3、賠償責任保険金支払いの対象となる損害の範囲（P49）をご参照ください。
- (2) 第三者から損害の賠償をうけることができる場合の当該求償権を保全するための費用
 特別区が第三者に対し損害の賠償を求めることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きを行っていただくこととなります（賠償責任保険普通保険約款第16条参照）が、この求償権保全の義務を履行するために要した必要かつ有益な費用は、保険金として支払われます。

(3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等の争訟費用

訴訟費用、弁護士費用・仲裁・和解または調停に関する費用は、保険金として支払われます。

なお、これらの費用についても支出前に保険会社と打合せをしてください。保険会社と打合せをせずに支出した場合、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

この費用は、保険金額（P10「保険金額」の項参照）とは別枠で支払われますが、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算定されます。

$$\text{争訟費用の保険金支払額} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{損害賠償金の額}}$$

(4) 被保険者が保険会社による損害賠償請求解決に協力した際に支出した費用

被保険者が損害賠償請求を受けた場合に、保険会社が直接解決にあたるすることができます。その際に被保険者が、保険会社による解決に協力した際に支出した費用は保険金として支払われます。

3. 日本スポーツ振興センターの災害共済給付との関係

学校・保育所の管理下における児童・生徒の身体障害事故については、日本スポーツ振興センターの給付が行われますが、同センターの給付は「免責の特約」の締結により損害賠償金の一部として取扱われます。本保険はこの日本スポーツ振興センターの給付を上まわる損害に対して適用され、保険金については、同センターの給付を控除して算出されます（日本スポーツ振興センターの「災害共済給付契約」ならびに「免責の特約」が締結されていない場合は、損害賠償額から「センターに加入し免責の特約を付していたならば給付されたであろう金額」を控除して算出されます）。

(参) 日本スポーツ振興センターの給付額	※給付額は令和2年5月1日現在
①死亡見舞金……最高 2,800万円	
③ 傷害見舞金…… 1級 3,770万円	8級 690万円
2級 3,360万円	9級 550万円
3級 2,930万円	10級 400万円
4級 2,040万円	11級 290万円
5級 1,700万円	12級 210万円
6級 1,410万円	13級 140万円
7級 1,190万円	14級 82万円
③医療給付金	
学校管理下の事故によるもので、療養に要した費用の額が5,000円以上	
のもので、健康保険なみの療養に要する費用の4/10	
*詳細は日本スポーツ振興センターのホームページをご確認ください。	

<計算例>

学校管理下の生徒の事故の場合

中学校の化学の実験中、先生の指導ミスにより、爆発事故が発生し生徒1名が傷害を被った。この結果、3,800万円の損害賠償が発生した。

(日本スポーツ振興センターより3,360万円の給付が行われたとします。)

保険金……3,800万円－3,360万円＝440万円
従って、440万円が保険金として支払われます。

学校管理下の児童とその母親の事故の場合

学校行事(運動会)において事故により、2名の被害者が出て、次の損害賠償(身体賠償のみ)が発生した。

児童について 500万円

児童の母親について 300万円

損害額

(児童については日本スポーツ振興センターにより290万円の給付が行われたとします。)

保険金

(イ) 生徒 500万円－290万円＝210万円

(ロ) 母親 300万円

(イ)+(ロ)＝510万円

従って、510万円の保険金が支払われます。

4. 対象施設・業務

(1) 対象施設

本保険の対象とする自治体施設は特別区または特別区長が所有・使用または管理する次の施設・設備(注)、もしくは特別区が指定または登録する保護樹木および保護樹林です。

- ① 事務所建物
本庁舎、支所、出張所等の庁舎
- ② 学校教育施設
学校教育法に基づく小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および児童福祉法に基づく保育所
- ③ 福祉施設
児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更正援護施設、母子福祉施設、隣保館、授産施設等の福祉施設
- ④ 保養施設
区民保養所等
- ⑤ 文化施設
公会堂、公民館、図書館、博物館等の文化施設
- ⑥ スポーツ施設
体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等のスポーツ施設
- ⑦ 産業施設
農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等の産業施設

- ⑧ 生活環境施設
上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等の生活環境施設
 - ⑨ 道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧道およびその他の道路
 - ⑩ 公園
本保険において公園とは次のものをいいます。
 - ・都市公園（都市公園法にいう都市公園はもちろん、その他公園として実態を備え一般の利用に供しているものはこれに含めます。）
 - ・自然公園、国立公園、国定公園等で区が管理しているもの
 - ・河川敷に設置された公園で区が管理しているもの
 - ・児童遊園
 - ・その他の公園（寺の境内、市営住宅の公園、下水道施設上の公園等で市が管理しているものを含みます。）
 - ⑪ 港湾施設および漁港施設
 - ⑫ 居住用施設
公営住宅、職員住宅等
（居住用施設については、居住者（占有者）の責任による事故は保険の対象となりません。但し、所有者である特別区に法律上の賠償責任が認められる場合については、所有者としての責任部分は保険の対象となります。）
 - ⑬ その他特別区が所有、使用または管理する施設（ただし、病院または診療所を除きます。）
 - ⑭ 上記施設内のエレベーター、エスカレーター、車両（原動力が人力のもの）、什器・備品等の諸設備
 - ⑮ 特別区が指定または登録する保護樹木および保護樹林
- (注) <特別区が所有しない施設の取扱い>※P35 参照
特別区が所有しない施設（ただし、道路、河川、公共溝渠、都市公園および児童遊園等を除きます。）で特別区が使用または管理する施設（エレベーターを含みます。）については、あらかじめ、本保険加入時または使用・管理開始前に保険会社に通知をしていただく必要があります。通知のない施設によって生じた事故、または、保険会社が通知を受領する前に生じた事故については保険金支払いの対象となりません。

(2) 対象業務

- ①本保険で対象とする自治体業務は次の業務です。
（なお、下記のカおよびキ以外の飲食物その他財物の提供業務および受託物の管理業務については個別の加入手続および保険料支払が必要です。）
 - ア. 自治体施設の保守・管理業務
 - イ. 学校教育業務
 - ウ. 社会教育業務
 - エ. 社会体育業務
 - オ. 社会福祉業務
 - カ. 学校（学校教育法第1条にいう「学校」をいう）・保育所（児童福祉法第7条にいう「保育所」をいう）・学童クラブ・心身障害児通園施設・心身障害者通所訓練施設・老人福祉施設における飲食物の提供事業および保養施設（臨海学園・高原学園を含みます。）における飲食物・商品の提供業務
 - キ. 保養施設における受託物の管理業務
 - ク. 予防接種（予防接種法（昭和23年法第68号）、および行政措置に基づき実施する予防接種）
 - ケ. その他自治体の行う業務
- ②医師が特別区より委託を受けて行う予防接種（上記①ークと同じ）
- ③特別区以外の団体が特別区または特別区長と共催して行う各種行事
- ④専門委員・専門指導員等の個人が特別区または特別区長より委嘱を受け、または指揮監督を受け行う職務

<保険対象外の業務>

- ①許可、認可、命令その他の行政処分
- ②工事発注、施工等の業務
- ③医療業務
- ④消防、救急、治安または災害救助の業務
- ⑤治山、治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全、開発業務またはそれらの企画、立案、策定に関する業務
- ⑥強制執行または即時強制 など

5. 保険金額（保険金支払限度額）・自己負担額（免責金額）

保険金額		自己負担額																																			
身体障害事故	<p>1名につき1億円 1事故につき10億円 期間中10億円</p> <p>なお予防接種による身体障害事故【A保険】については、保険金支払限度額が次のとおりになります。</p> <p style="text-align: center;">1事故につき1億円</p> <p style="text-align: center;">保険期間中の1特別区あたりの限度額は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">※住民登録者数（外国人を含みます）によって保険金額が異なります。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>住民数10万人未満の特別区</td> <td style="text-align: right;">3億円</td> </tr> <tr> <td>住民数10万人以上20万人未満の特別区</td> <td style="text-align: right;">4億円</td> </tr> <tr> <td>住民数20万人以上50万人未満の特別区</td> <td style="text-align: right;">5億円</td> </tr> <tr> <td>住民数50万人以上の特別区</td> <td style="text-align: right;">6億円</td> </tr> </table> <p>ただし、被保険者である医師のうち、（公社）日本医師会A会員個人の被る損害については、1事故につき100万円が保険金支払限度額となります。</p> <p>また、予防接種による事故の紛争処理が（公社）日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定に従って保険金が支払われます。</p>	住民数10万人未満の特別区	3億円	住民数10万人以上20万人未満の特別区	4億円	住民数20万人以上50万人未満の特別区	5億円	住民数50万人以上の特別区	6億円	なし																											
	住民数10万人未満の特別区	3億円																																			
住民数10万人以上20万人未満の特別区	4億円																																				
住民数20万人以上50万人未満の特別区	5億円																																				
住民数50万人以上の特別区	6億円																																				
<p style="text-align: center;">※予防接種実施主体特約の保険金額は下記のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保険種類</th> <th style="width: 35%;">保険金額</th> <th style="width: 35%;">保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6"> 予防接種実施主体特約 （法定外措置費用） 【B保険】 </td> <td> 【死亡保険金】 A類疾病および臨時接種 </td> <td style="text-align: right;">1,105.0万円</td> <td rowspan="6"> 【障害保険金】 A類疾病および臨時接種 </td> <td style="text-align: right;">1級 1,105.0万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B類疾病</td> <td>生計維持者の場合</td> <td style="text-align: right;">551.9万円</td> <td style="text-align: right;">2級 735.8万円</td> </tr> <tr> <td>生計維持者以外の場合</td> <td style="text-align: right;">184.3万円</td> <td style="text-align: right;">3級 561.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> 新たな臨時接種 </td> <td>生計維持者の場合</td> <td style="text-align: right;">860.0万円</td> <td style="text-align: right;">1級 551.9万円</td> </tr> <tr> <td>生計維持者以外の場合</td> <td style="text-align: right;">645.0万円</td> <td style="text-align: right;">2級 367.9万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">3級 436.9万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> 予防接種実施主体特約 （行政措置災害補償） 【C保険】 </td> <td> 【死亡補償保険金】 </td> <td style="text-align: right;">4,420.0万円</td> <td rowspan="3"> 【障害補償保険金】 </td> <td style="text-align: right;">1級 4,420.0万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">2級 2,943.1万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">3級 2,246.8万円</td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	保険金額	保険金額	予防接種実施主体特約 （法定外措置費用） 【B保険】	【死亡保険金】 A類疾病および臨時接種	1,105.0万円	【障害保険金】 A類疾病および臨時接種	1級 1,105.0万円	B類疾病	生計維持者の場合	551.9万円	2級 735.8万円	生計維持者以外の場合	184.3万円	3級 561.5万円	新たな臨時接種	生計維持者の場合	860.0万円	1級 551.9万円	生計維持者以外の場合	645.0万円	2級 367.9万円			3級 436.9万円	予防接種実施主体特約 （行政措置災害補償） 【C保険】	【死亡補償保険金】	4,420.0万円	【障害補償保険金】	1級 4,420.0万円			2級 2,943.1万円			3級 2,246.8万円	
保険種類	保険金額	保険金額																																			
予防接種実施主体特約 （法定外措置費用） 【B保険】	【死亡保険金】 A類疾病および臨時接種	1,105.0万円	【障害保険金】 A類疾病および臨時接種		1級 1,105.0万円																																
	B類疾病	生計維持者の場合			551.9万円	2級 735.8万円																															
		生計維持者以外の場合			184.3万円	3級 561.5万円																															
	新たな臨時接種	生計維持者の場合			860.0万円	1級 551.9万円																															
		生計維持者以外の場合		645.0万円	2級 367.9万円																																
					3級 436.9万円																																
予防接種実施主体特約 （行政措置災害補償） 【C保険】	【死亡補償保険金】	4,420.0万円	【障害補償保険金】	1級 4,420.0万円																																	
				2級 2,943.1万円																																	
				3級 2,246.8万円																																	

財物 損壊 事故	1 事故につき 2,000 万円 期間中 2,000 万円 なお、保養所における受託管理業務による事故については保険金支払限度額が次のとおりとなります。		なし		
	区分			保険金支払限度額	
	帳場保管の現金・有価証券等の貴重品	1 名につき		15 万円	
	帳場保管以外の現金・有価証券等の貴重品	1 名につき		5 万円	
		1 事故につき		15 万円	
その他の保管物	1 事故につき	15 万円			
保険期間中	1 施設につき	150 万円			
人格権侵害	※飲食物提供による事故は身体障害：1 施設あたり 10 億円、財物損壊：1 施設あたり 2,000 万円が限度額となります。				
	保険金額		自己負担額		
	1 被害者につき 100 万円、1 回の行為につき 1,000 万円、保険期間を通じて 1,000 万円		なし		

【個人情報漏えい特約に係る保険金額】

保険金の種類	A 型	B 型
第三者への損害賠償に関する費用 損害賠償保険金 争訟費用保険金 (※1)	1 億円 自己負担額なし	2 億円 自己負担額なし
区民対応・説明責任を果たすための費用 ブランドプロテクト費用 (1 事故/期間中) (※2)	1 事故 1,000 万円 期間中 3,000 万円	
	自己負担額 1 事故 10 万円	
	縮小てん補割合 90%	

(※1) 精神的苦痛に対する損害賠償金については、1 件の個人情報につき 30 万円限度として保険金を支払います。

(※2) サイバーオプションにご加入の場合は上記のブランドプロテクト費用に「事故の原因調査および再現実験に要する費用」「データの消失、喪失への復旧費用」等が含まれます。

港区は B 型かつサイバーオプションに加入